

7 車両

番号	対策の名称
⑥	運行記録計等のデータに基づく運転教育
内容	エコドライブチェックシートによる実施状況の確認に加えて、運行記録計（タコグラフ）等のデータから、各運転者の運転状況や運転の特徴（癖）を把握します。 さらに、これらのデータに基づいて、各運転者に対する教育を行うことによって、的確なタイミングで適切な指導をおこなうことができます。 平成 26 年 12 月 1 日に「貨物自動車運送事業輸送安全規則（国土交通省令）」が改正・公布され、従来から運行記録計（タコグラフ）の装着が義務付けられていた車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上の事業用トラックに加え、車両総重量 7 トン以上または最大積載量 4 トン以上の事業用トラックについても、運行記録計（タコグラフ）の装着が義務付けされました。 対象となる現在使用中の車両にも、平成 29 年 3 月 31 日までに運行記録計（アナログ式運行記録計またはデジタル式運行記録計）を装着する必要があります。 
効果	デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録に基づく運転教育を実施することによって、エコドライブの定着率が高まります。 また、安全運転教育にもつながります。
ポイント	・ 運行記録計等のデータを定期的に確認し、各運転者の運転状況を把握しておくことが重要です。 ・ 各運転者の運転の特徴に合わせて教育を行うことが効果的です。 ・ また、通常の運転状況とは異なる点が見られた場合には、安全運転の観点からも運転者への状況確認が必要です。